**＜大石田駅都市施設内物販のご案内＞**

大石田町産業振興課商工観光グループ

（１）内容

　　　大石田駅舎内待合スペースの一部を利用した物販。

（２）目的

・新商品等マーケティングの機会を提供し、積極的な参加を促すことで、新たな「売れる

商品」を発掘するとともに待合空間の賑わいを生み出したい。

・「銀山温泉」への来訪を目的とする観光客が大多数を占める大石田駅の利用者に対し「地元のお土産」や「山形・東北のお土産」をPRしていきたい。また、駅売店に陳列する商品の更なる充実に繋げ、山形・東北の認知度を上昇させるとともに、来訪者の満足度を上げていきたい。

（３）申請・手数料等

　　①担当：大石田駅観光案内所

　　　　　・大石田駅都市施設の指定管理者である大石田町地域振興公社が運営、管理。

　　　　　・FAXによる受付とし、スケジュール等管理。

　　　　　・複数の事業者が利用する場合、待合スペースが確保できるよう調整。

　　　　　・その他、不明な点は大石田駅観光案内所へお問い合わせください。

（電話：0237-36-1515、FAX：0237-36-1517）

　　②利用日・手数料等

　　　　・利用日は土・日・祝祭日が基本です。春節の時期、ゴールデンウィーク、シルバーウィーク等、集客が見込まれるような平日も利用可能です。

・利用時に駅案内所窓口に支払ってください。

※手数料は、より多くの方々に参画を促す目的から初回時無料とします。

　　　　　○大石田町内事業者：1,000円／回

　　　　　○大石田町外事業者：2,000円／回

　　　　　○電気使用料：　　500円／回

※平台ワゴン（W800＊D750＊H800）を２台まで貸し出すことを手数料に含む形

　　を基本です。販売台を持参する場合も間口１間までは同様とし、３台目以降は１台（若しくは１台分のスペース）につき追加料金500円をいただきます。

※販売時に保健所の許可が必要な場合は、販売者が申請し許可を得てください。

　　③申請手続き

　　　　　・申請書類は大石田町HPに掲載予定です。

・FAXを送付した際、必ず電話連絡を入れて到着を確認してください。また、確実にお

話しできる連絡先を記入してください。

　　④その他の条件

　　　　　・販売の時間帯は９時３0分から１６時３0分までです。

・１７時００分までに片付けを終了し、売上金額と内容を報告してください。（別紙）

　　　　　・ゴミは持ち帰ってください。

　　　　　・試食、試飲は条件（別紙）を遵守し、感染症対策に努めてください。

　　　　　・その他、不明な点は大石田町産業振興課商工観光グループまでお問い合わせくだ

さい。（電話：0237-35-2111）

大石田駅案内所売店　行　【FAX　0237-36-1517】　　　　申請日：令和　　　年　　月　　　日

大石田駅待合所内物販

出展申込書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | | | | | | | |
| 企業・団体名 |  | | | | | | | |
| 所在地 | 〒　　　　　- | | | | | | | |
| 担当者  連絡先 | フリガナ | |  | | TEL  FAX | | －　　－  －　　－ | |
| 氏名 | |  | |
| 出展内容 | ・販売する品目及び金額等 | | | | | | | |
| 手数料等 | ☐ | 町内事業者 | | 1,000円／回 | ☐ | 町外事業者 | | 2,000円／回 |
| ☐ | 追加料金 | | 円 | ☐ | 電気使用料 | | 500円／回 |
| 保健所への申請 | ☐ | 保健所へ申請が必要 | | | ☐ | 申請予定月日（　　月　　　日） | | |
| 備考  ※事務局記載用 | ☐ 暴力団等反社会勢力でないことに関する誓約書  ☐ 保健所の許可  ☐ 試食・試飲の実施  ☐　初回無料（１間まで、　　　回目）  ☐ 申請受領日（令和　　年　　月　　日）  ☐ 申請受領通達日（令和　　年　　月　　日） | | | | | | | |

※平台ワゴン（W800＊D750＊H800）を２台まで貸し出します。販売台を持参する場合も間口１間までは同様の料金です。３台目以降は１台（若しくは１台分のスペース）につき追加料金500円をいただきます。

＜その他の条件＞

　　・販売時間は９時３0分から１６時３0分までとします。１７時００分までに片付けを終え、売上品目と金額の概要を報告してください。

　　・試食、試飲を行う場合は、条件（別紙）のとおり感染症対策に努めてください。

　　・ゴミは持ち帰ってください。

　　・２ヶ月前から予約が可能です。町の事業が行われる等の事案が発生した場合は申込をお断りする場合があります。また、希望日が集中した場合、抽選になります。

お問い合わせ先：大石田駅案内所売店　【電話　0237-36-1515】

誓　　 約　　 書

令和　　年　　月　　日

（大石田駅都市施設指定管理者）

株式会社大石田町地域振興公社　御中

住所

商号又は名称

代表者

　私は、大石田駅待合所を利用した物販出展において、下記の事項について誓約します。

　なお、必要な場合には、尾花沢警察署に照会することについて承諾します。

記

１　自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当するものではありません。

（１）暴力団（大石田町暴力団排除条例（平成２４年条例第２号。以下「条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２）暴力団員等（条例第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

（３）暴力団員等によりその事業活動を実質的に支配されている者

（４）暴力団員等によりその事業活動に実質的に関与を受けている者

（５）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしている者

（６）暴力団又は暴力団員等に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

（７）暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれらを不当に利用している者

（８）暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

２　暴力団又は暴力団員等の不当介入（金銭要求、物品購入要求、役務提供等）には応じません。また、不当介入を受けた場合は、ただちに警察に通報するとともに、発注者である大石田町に報告します。

※この様式に記載された個人情報は、暴力団等を排除する目的以外には使用しません。

出展年月日：　令和　　年　　月　　日（　　）

大石田駅待合所内物販

売上報告書

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | | | |
| 企業・団体名 |  | | | |
| 所在地 | 〒　　　　　- | | | |
| 担当者  連絡先 | フリガナ |  | TEL  FAX | －　　－  －　　－ |
| 氏名 |  |
| 出展内容 | ・販売した品目及び金額 | | | |
| 備考  ※事務局記載用 | ☐ 出展料等の受領  ☐ ごみの持ち帰り  ☐ 忘れ物確認  ☐ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | |

**試飲・試食基準**

来場者の安全性・不特定多数の方が商品に触れられる可能性があることから、試食試飲の基準を以下の通りとします。

1. 試食販売従事者の健康管理

・体温が37.5度以上の方、体調の悪い方、新型コロナウイルスへの濃厚接触者である可能性がある方等ではなく、従事される方は健康な状態で行ってください。

・従事者はかならず作業前に手洗いやアルコール等による消毒を行ってください。

1. 試食品の取り扱い

・試食品は蓋付容器で保管してください。

・試食、試飲は蓋付容器内に入れて行ってください。蓋付容器の使用ができない場合はラップフィルムでおおい、異物混入の防止に努めてください。

３．販売時の売り場での対応

・試食、試飲はお客様に求められた際に提供する形を基本としてください。

・新型コロナウイルスへの感染を拡大させる可能性があることから、おぼんに乗せ、宣伝をしながら配る行為は行わないでください。

・必ず販売員がいる状態とし、お客様が自由に試食、試飲できる状態は避けてください。

・試食を提供する時は、使い捨ての箸又はスプーンフォーク、つまようじ、使い捨てコップ等を一人一人のお客様に必ず準備してください。

・試食用使い捨て容器等を入れるゴミ容器を用意してください。

・清潔なウェットティッシュ等、衛生状態を保つために１回毎に廃棄できるものを用意してください。

1. 施設調理器具などの衛生管理

・調理器具や容器は洗浄後ペーパータオル等で水分を拭き取り、アルコール消毒を徹底してください。

1. アレルギー物質への対応

・提供される商品に含まれる材料は明示可能な状態にしてください。

・お子様に提供される際は、必ず同行の保護者の方に食物アレルギーの可能性を確認し、問題が確認された場合はお子様への提供はお断りしてください。

販売促進の目的で試食・試飲を行う場合、その旨を保健所に届け出る必要がある場合があります。同様に無料での食品提供いわゆる「おもてなし」を行う場合でも、実施に当たっては、案内所に確認した上で行ってください。

